

装備品等の調達効率化に係る施策について

平成25年8月

防衛省

目 次

- I 26年度予算に向けた装備品等の調達効率化の取組み・・・ 2

- II 装備品等の調達効率化に係る中長期的検討の方向性・・・ 7

I 26年度予算に向けた装備品等の調達効率化の取組み

1 維持・整備方法の見直し (節減額：約90億円)

定期整備間隔等の延伸により、維持整備コストの効率化を追求。

- 【施策例】
- ① 潜水艦ソーナー用ラバーウィンドウの換装間隔延伸
 - ② 艦艇用ガスタービンエンジンの整備間隔延伸
 - ③ 掃海・輸送ヘリ(MCH-101)エンジンのオーバーホール間隔延伸
 - ④ 輸送機(C-130H)の定期整備間隔延伸

2 装備品のまとめ買い (節減額：約440億円)

少量かつ長期間の整備の結果、高価格となっている装備品等について、経費節減効果の見込まれるものを単年度にまとめて予算化し、効率化を追求。ただし、単年度での契約ベース予算額の増大に対応することが必要。

- 【施策例】
- ① 12式地对艦誘導弾のまとめ買い
 - ② 交戦訓練用装置のまとめ買い
 - ③ たかなみ型護衛艦の短SAMシステム機能向上用器材のまとめ買い
 - ④ 戦闘機(F-2)能力向上レーダーのまとめ買い
- (※) これらの他にも、陸・海・空で共通で装備しているUH/SH-60ヘリコプター、89式小銃等の装備品の調達についても、引き続き、一括した調達による経費の節減を図る。

3 民生品の使用・仕様の見直し (節減額：約110億円)

費用対効果の観点から、民生品の使用や装備品の仕様の見直しにより、経費節減を追求。

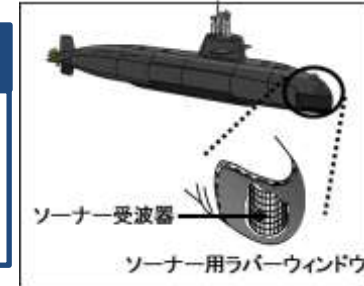
- 【施策例】
- ① 災害派遣等多目的に対応する救難艦の建造にあたって商船仕様・民生品を活用
 - ② P-3C搭載レーダーの能力向上にあたってより費用対効果の高い装置を活用
 - ③ 港湾電話の民生品による代替

1: 維持・整備方法の見直し

1-① 潜水艦ソナー用ラバーウィンドウの換装間隔延伸

(節減見込額: 約4億円)

概要 潜水艦ソナー用ラバーウィンドウについて更新間隔を9年から12年に延伸することにより、調達数を削減
30年度までの経費 約7.4億円→約3.0億円 (※26年度は、約1.5億円→0円)
低減効果 約60%



1-② 艦艇用ガスタービンエンジンの整備間隔延伸

(節減見込額: 約16億円)

概要 護衛艦の主機等について、定期整備の間隔を延伸
(例: LM2500 (こんごう型護衛艦等の主機) については、10,000時間→12,000時間)
30年度までの経費 約95億円→約79億円 (※試行後の28年度から実施するため26年度は節減額なし)
低減効果 約17%



1-③ 掃海・輸送ヘリ(MCH-101)エンジンのオーバーホール間隔延伸

(節減見込額: 約4億円)

概要 掃海・輸送ヘリ(MCH-101)について、オーバーホール間隔を延伸
(例: パワータービンについては、2,000サイクル→4,240サイクル)
30年度までの経費 約6.3億円→約2.6億円 (※26年度は事業がないため26年度は節減額なし)
低減効果 約59%



1-④ 輸送機(C-130H)の定期整備間隔延伸

(節減見込額: 52億円)

概要 定期整備の間隔を36ヶ月間隔から45ヶ月間隔に延伸
30年度までの経費 約300億円→約248億円 (※26年度は、約37億円→約19億円)
低減効果 約17%



2: 装備品のまとめ買い

2-① 12式地対艦誘導弾のまとめ買い

(節減見込額:約78億円)

概要 南西地域の防衛体制の迅速な強化に必要な4式(16両)をまとめ買い
契約ベース 約380億円 → 約302億円
1式当たり 約 95億円 → 約 75億円
低減効果 約 21%



2-② 交戦訓練用装置のまとめ買い

(節減見込額:約11億円)

概要 実戦的な訓練を実施するために必要な22式をまとめ買い
契約ベース 約138億円 → 約127億円
1式当たり 約 6.3億円 → 約 5.8億円
低減効果 約 8%



2-③ たかなみ型護衛艦の短SAMシステム機能向上用器材のまとめ買い (節減見込額:約26億円)

概要 護衛艦の防空能力強化に必要な5隻分の垂直発射装置(VLS)の改修器材をまとめ買い
契約ベース 約65億円 → 約38億円
1式当たり 約13億円 → 約 8億円
低減効果 約 41%



2-④ 戦闘機(F-2)能力向上レーダーのまとめ買い

(節減見込額:約11億円)

概要 空対空能力向上に必要なレーダー30式をまとめ買い
契約ベース 約105億円 → 約 94億円
1式当たり 約 3.5億円 → 約 3.1億円
低減効果 約 10%



自衛隊における装備品の一括した調達の実施

装備品等について、経費節減効果の見込まれるものを単年度にまとめて予算化し、効率化を追求する取組みの他、陸・海・空で共通で装備しているUH／SH-60ヘリコプター、89式小銃等の装備品の調達についても、引き続き、一括した調達による経費の節減を図る。

同型 (UH/SH-60) ヘリコプターを装備施設本部が一括して調達

機関	陸上自衛隊	海上自衛隊			航空自衛隊
名称	UH-60JA	SH-60J	SH-60K	UH-60J	UH-60J
画像					
調達開始	平成7年度	昭和63年度	平成14年度※	平成元年度	昭和63年度※
主な任務	空中機動作戦	対潜哨戒	対潜哨戒	救難	救難

※海上自衛隊のSH-60Kは、SH-60Jの能力向上型であり、平成14年度から調達開始

※航空自衛隊は、UH-60Jの能力向上型を平成23年度から調達開始

同様の小火器を装備施設本部が一括して調達

○ 陸・海・空で共通して装備している5.56mm機関銃や、89式小銃といった小火器は、装備施設本部で一括した調達を実施。

5.56mm機関銃



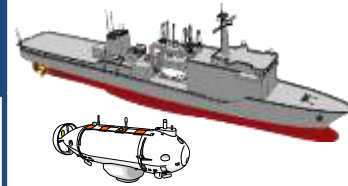
89式小銃



3: 民生品の使用・仕様の見直し

3-① 災害派遣等多目的に対応する救難艦の建造にあたって商船仕様・民生品を活用 (節減見込額:約48億円)

- 商船仕様・民生品の活用
 - ✓船体仕様について、商船仕様の適用範囲を拡大
 - ✓ソーナー等に民生品を活用するなど船価低減を実施
- 26年度の経費 約581億円→約533億円に低減見込み



3-② P-3C搭載レーダーの能力向上にあたってより費用対効果の高い装置を活用 (節減見込額:約14億円)

- P-3C搭載レーダーの能力向上を実施するにあたって、簡易型ISAR付加装置を活用することにより、費用対効果に優れた能力向上を実現
- 26年度の経費 約23億円→約8億円に低減見込み



3-③ 港湾電話の民生品による代替 (節減見込額:約6億円)

- 民生品の活用
 - ✓港湾電話を更新せずに民生品(携帯電話)で代替
 - ✓自動即時交換網(自衛隊内線)への接続機能、大規模災害における優先回線を確保可能
- 26年度の経費 約6.3億円→約0.5億円に低減見込み



Ⅱ 装備品等の調達効率化に係る中長期的検討の方向性

限られた財源を自衛隊の対処能力の最大化に振り向けるための中長期的な取組方策として、以下のとおり、防衛省における取組、企業側の努力を促す取組を推進。

1 プロジェクト管理の強化による装備品の費用対効果の向上

- ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化 8

2 契約方式の改善・多様化による企業努力へのインセンティブ向上

- ① 原価積み上げ方式の見直し（適正な調達価格の設定） 14
- ② 複数年度一括調達等の推進（長期契約の導入を含む） 16
- ③ J V 型等の受注体制の構築を可能とする企業選定方式の検討 17

3 即応性・対処能力の向上に向けたロジスティクス改革

- ① 民間能力の有効活用等による装備品の可動率の向上 19
- ② P F I / P B L 活用の拡大・深化による自衛隊活動支援 20

4 国際的な装備技術協力等を通じた防衛生産・技術基盤の強化

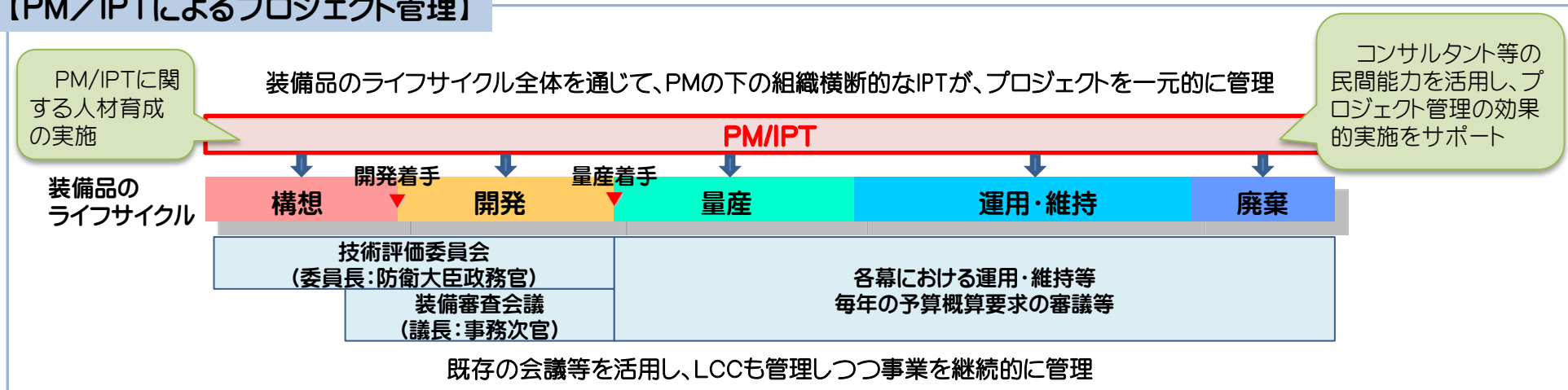
- ① 防衛生産・技術基盤戦略の策定 23
- ② 国際的な装備技術協力の促進・円滑化 24

ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化(1/2)

プロジェクト管理の強化

- 主要な事業について、PM(プロジェクト・マネージャー)の下、組織横断的なIPT(統合プロジェクトチーム)を設置し、装備品のライフサイクルを通じて、コスト、パフォーマンス、スケジュールに関するプロジェクト管理を一元的に実施する体制を構築。
- プロジェクト管理に関する意思決定会議、プロジェクト管理を統括する体制の整備など、PM/IPT体制を制度化(次官通達)。
- 25年度においては、F-35、P-1、C-2及びUH-Xについて、PM/IPT体制の下でのプロジェクト管理を試行的に開始。
- 26年度以降、PM及びIPTの要員確保に努め、PM/IPT体制の常設化を図る(26年度にPM要員5名の定員要求)。
- プロジェクト管理に際しては、PMの業務をサポートするため、必要に応じコンサルタント等の民間能力の活用を検討。
- 米国におけるプロジェクト管理の手法の研修(米国防取得大学(DAU)のPM研修)や民間の各種教育講座等を活用し、PM/IPTに関する人材育成を装備施設本部を中心に実施。

【PM/IPTによるプロジェクト管理】



PM/IPT体制の下でのプロジェクト管理(イメージ)

- 開発着手前の構想段階において、PMをヘッドとするIPTを設置。

※右図はIPTのイメージ

設置要綱は通達により規定

PMは内局に配置(企画官クラスを想定)

- 以後、IPTにおいて事業計画を一貫して管理し、装備品のライフサイクルの全体を通じて、性能とコストのトレードオフや防衛生産・技術基盤に与える影響等を総合的に判断し得る立場から、機種・仕様の全体最適化及びLCC管理を一元的に実施。

※PMに具体的にどのような責任・役割・権限(一例として事業中止を装備審査会議等意思決定の場で発議できる権限)を持たせるかについては今後、要検討。



構想段階

- ・ PMが最適な機種・仕様の選定に責任
- ・ IPTは各幕からの開発要求を基に、性能とコストのトレードオフの観点等から、①機能・性能の妥当性、②比較をする海外類似装備品の選定、③海外類似品と国内開発品の比較・検討を実施し、新規開発か国を含む導入かなどを含め、最適な機種・仕様の選定を検討

技術評価委員会の活用

- ・ 各幕が技術開発要求書を作成するまでに技術評価委員会の事前評価を実施し、PMが海外装備品の導入、現用装備品の改良及び改善の可能性、見積量産単価、LCCについて説明を実施した上で、最適な機種・仕様を提案

開発段階

- ・ PMが開発経費の概算要求を検証・取りまとめるとともに、執行の基本(競争参加資格等の基本的要件、契約方式及び契約方法の選択など)に責任、IPTにおいて開発計画の進捗等を一元管理

装備審査会議の活用

- ・ PMIは、装備審査会議において、実用試験の結果及びLCC実績等の結果から、事業継続の是非について(中間装審に掛かる装備品等においては、総合的な見地から、量産開始の是非について)責任を負い判断を仰ぐ
- ・ 場合によっては、仕様の見直し等のコスト抑制策や開発計画の見直しを提案

量産段階

運用・維持段階

- ・ PMが調達経費の概算要求を検証・取りまとめるとともに、執行の基本に責任、IPTにおいて調達計画を一元管理するとともに、実績を事後の予算要求に反映

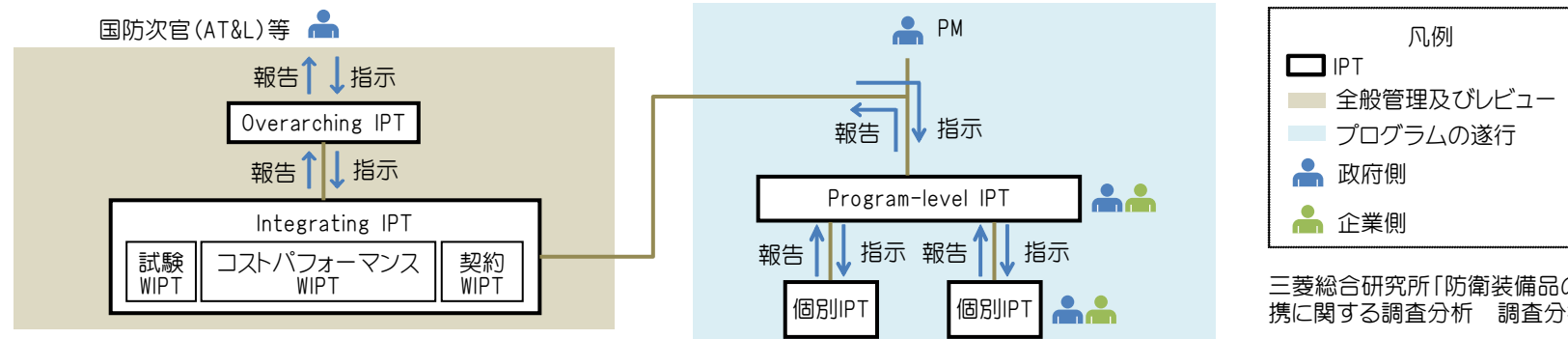
- ・ PMが維持経費の概算要求を検証・取りまとめるとともに、執行の基本に責任、IPTにおいて実績を事後の予算要求に反映
- ・ このIPTを通じて蓄積された実績データ・各種経験は、新しい装備品の取得にフィードバック

廃棄

米英におけるPM/IPT制度

	米国	英国
体制	・目的と扱う課題の範囲に応じて階層構造にIPTを設置。(全体を管理するOverarching IPTの下に、プロジェクト全般を管理するIntegrating IPT及び状況に応じて専門的な検討を行うWorking-level IPT、各要素の検討を行うProject-level IPTの3階層のIPTを設置。)	・目的と扱う課題の範囲に応じて階層構造にIPTを設置。(装備品を全体的に管理するプロジェクトIPTの下に、装備品のそれぞれの構成要素を管理するワーキングIPTを設置。)
権限	・PMはプロジェクトごとに指名され、規定に基づき大きな権限を保持。 ・意思決定者(調達担当国防次官等)の意思決定を支援する。 ・トレードオフにより要求性能、コスト等を最適化する。 ・主要防衛調達のPMは、4年を超えて重要な段階を終えるまで任用。 ・指揮系統の簡便化を考慮してPMと調達担当高官との間に中間決裁者は二人まで介在。	・IPTリーダーは規定に基づき大きな権限を保持。 ・予算運用等の管理及び共有資源へのアクセスが可能。 ・決められた範囲内で、性能、コスト及び時間を考慮したトレードオフが可能。 ・調達について要求元に対する責任、チームの進捗管理に対する責任を負う。
人材	・部門、分野を横断して複数の専門家が参加。 (必要に応じて民間企業からも参加)	・フルタイムで専属のチーム員が参加。 (要求元、民間企業からも参加)
研修	・PMは、国防調達大学(DAU)において、調達活動に関連した専門教育プログラムを受講。 ・リーダーについては、先入観を持たず、装備品の分野に精通しており、マネジメント能力を持つ適切な人材を厳格に選抜。	・IPTの設置の前にリーダーを含めたチーム員が集まり、12週間の研修を行いプロジェクトの内容について認識を統一。 ・リーダーについては、バランスが取れ、装備品に熟知し、優秀なリーダーシップを持つ適切な人材を厳格に選抜。

各IPTの構造・情報の流れ(米国の例)



三菱総合研究所「防衛装備品の調達における官民連携に関する調査分析 調査分析報告書」等より作成

PM/IPT試行対象の各装備品の概要

	F-35	P-1	C-2	UH-X
外観				 (現有UH-1J)
区分	戦闘機	固定翼哨戒機	輸送機	多用途ヘリコプター
配備計画	平成24年度以降、現有の戦闘機F-4の減勢に対応し、後継としてF-35A 42機を取得し、2個飛行隊を配備。	平成24年度以降、現有の固定翼哨戒機P-3Cの減勢に合わせ、逐次代替配備。	平成26年度末以降、現有の輸送機C-1の減勢に合わせ、逐次代替配備。	陸上自衛隊の現有UH-1J(平成24年度末時点で141機)の後継として、師団・旅団飛行隊、方面ヘリコプター隊等に装備し、空中機動、航空輸送等の各種任務に使用。
LCC総経費見積金額※	約1兆9,195億円	約2兆2,850億円	約1兆4,498億円	
LCC算定の前提条件※	平成24年度に取得を開始し、合計42機を取得 運用期間は約30年/機	平成30年代までに約70機を取得(派生機を含まず) 運用期間は約20年/機	平成30年代までに約30機を取得(予備機を含む) 運用期間は約40年/機	

※本項に記載しているデータはLCC算定上の前提条件であり、将来の防衛力整備を定めるものではない。

参照:平成24年度ライフサイクルコスト管理年次報告書

ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化(2/2)

ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化の一環として、以下の取組について検討。

LCC見積の精緻化と管理の強化

- 平成20年度以降、段階的にLCC算定対象装備品を拡大(20年度:2品目→25年度:26品目)
 - (1) L C C 算定要領等の改善
 - 構想段階等の初期段階からより精緻で信頼性の高いLCCを算定するため、算定要領の改訂及び算定手法の研究を加速。
 - (2) LCCデータの収集蓄積
 - 調達価格の上昇時等における是正策の資とするため、また、LCC実績データの効率的な活用のため、装備品の構成単位毎のコストデータを収集・分析するシステムを構築(26年度に、データベース構築の基礎となる分析調査、パイロットモデルの検証を実施)。
 - (3) LCC管理の強化
 - LCCベースラインと実績値が乖離した場合の要因分析を義務付けた実施要領を策定(平成25年6月)。
 - LCC見積りと実績に一定以上の乖離が生じた場合に報告することとされている米国の例も参考に、仕様や事業計画の見直し等を含めた検証を行う制度を年内に確立。

機種・仕様の最適化

- 機種選定に際して、既存品・民生品の導入を含む複数の選択肢について、必要性、性能、取得方式、調達スケジュール、LCC等を客観的に分析し総合的に評価するトレードオフスタディ(オーバースペックの是正を含む)の実施など機種の最適化のための手続きを制度化。
- 仕様の共通化・ファミリー化の拡大、民生品(COTS品)の活用を推進。

契約方式に係る改善・多様化(最近の制度改正)

- 現在まで、官民でWin-Win関係の構築を目指して、企業が防衛事業に取り組むメリットの向上や効率化を行ったものが報われる仕組みの導入について検討。
- 25年には、過大請求事案の再発防止策、財務省調整等を踏まえ、企業が活用しやすい制度を導入。
- 中長期的には、適正な調達価格の算定及び、企業の生産能力の効果的・効率的な活用という事項に焦点をあてるとともに、最適な組合せを実現する企業の選定手法を追求。

	現在までの取組み	今後の方向性
調達価格の適正化	○ 付加リスク料の導入(25年4月) ⇒ 原価監査付契約における企業側リスクを評価し、当該リスクを予定価格に加算 ○ インセンティブ契約制度の拡充(25年6月) ⇒ 原価改善の申請方法の多様化 ⇒ コスト削減の規模・提案時期に応じたインセンティブ料率の設定 ○ 作業効率化促進制度の拡充(25年3月) ⇒ 企業が自発的に制度を利用した場合、インセンティブ料を付与	○ 原価積み上げ方式の見直し ⇒ 量産初期の原価監査契約については、<u>原価低減の一部をインセンティブ料として支払額に加算し、実際原価の低減を促進</u>する手法について検討 ⇒ 量産中期以降においては、量産初期の原価情報を基に<u>調達価格を早期確定化</u>し、企業側のインセンティブを引き出し、調達コストを低減させる手法について検討
企業資産の効率的使用	○ 現行枠組み内での複数年度一括調達の推進 ⇒ 5年を超えない範囲での一括調達実施 (【事例】多用途ヘリコプター(UH-1J)3カ年分 16機を一括調達(19~23年度))	○ 複数年度一括調達等の推進 ⇒ 企業側の<u>固定資産の効率的使用、スケールメリット追求等によるコスト低減策</u>について検討 ⇒ 生産基盤の維持やコスト低減といった観点から、<u>5年を超える長期契約の導入</u>について検討
企業選定方式の最適化	○ 随意契約の見直し(25年6月) ⇒ 競争が期待できない装備品の調達について、新規参入が可能である旨を常続的に公示することを条件として、随意契約の対象に追加	○ JV型の受注体制構築に係る企業選定方式の追求 ⇒ <u>各企業の最も優れた技術を組み合わせ、国際的にも競争力を有する装備品の取得を可能とする方式</u>について検討

①原価積み上げ方式の見直し(適正な調達価格の設定)

目的

- ・ 装備品等の大部分は競争性・市場性がないため、原価の積み上げによって契約価格を算定せざるを得ない状況。
- ・ 更に契約価格に不確定要素の多い装備品等では、原価監査付契約(=実際原価を確認し、当初契約価格の原価よりも低減されていた場合には国に差額を返納する契約形態)を採用。
- ・ このため、企業はなるべく多くの原価を発生させようとし、装備品等の調達価格は一向に下がらない傾向。
 ⇒ 原価の積み上げによる契約価格の決定方式から脱却し、企業の価格低減努力を促す方式へ転換。

これまでの取り組み

- ・ 作業員の習熟度を考慮した作業工数削減による加工費低減を通じて、調達価格を低減させる手法のさらなる促進。
 ← 作業工数を低減させても、企業が生産体制を効率化しなければ、ある時期より調達価格は低減しない。
- ・ 契約相手方の原価低減へのインセンティブを高め、調達価格を低減させる手法(作業効率化促進制度)の導入。
 作業効率化に関する成果(作業工数の削減)を基に、契約相手方自ら制度の受け入れを申し出た場合、
 - ① 削減工数の50%相当の額を契約相手方に付与
 - ② 作業効率化対象工数の確定化(目標を上回る工数削減分は契約相手方の利益となる)
 などのメリットあり。
 ← 本制度の利用は、将来の契約金額の減少につながる可能性があることから、適用は限定的。

改革の方向性

- 量産初期の原価監査付契約には、実際原価が当初契約価格の原価より低減された場合に原価低減の一部をインセンティブ料として支払額に加算することで、実際原価の低減を促進する手法を検討。
- 量産中期以降において、量産初期の原価情報(官側データ)を基に調達価格を早期に確定化することにより、企業側のインセンティブを引き出しつつ調達コストを下げていく手法を検討。
- 上記施策の解説及び中央調達専門家による講習を、地方で巡回実施し地方調達職員への周知徹底に努める。
- 26年度において、装備品等の予定価格算定等に当って、新たな統計的処理等の手法を用いた装備品等に係るコストデータの有効活用のための調査研究を実施。

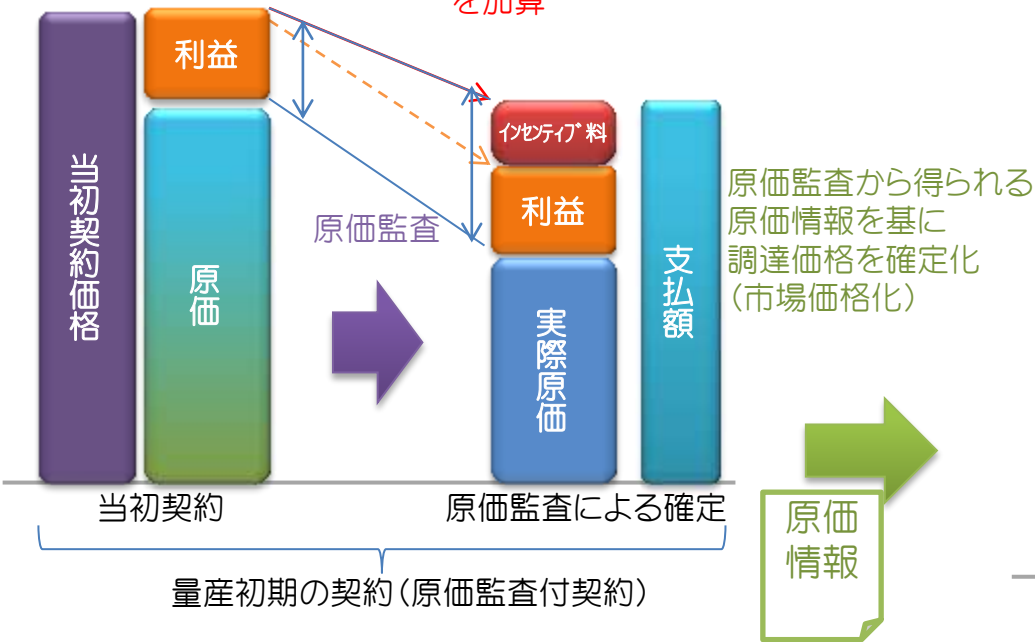
改革の方向性(イメージ)

①量産初期：

【原価監査付契約へのインセンティブ料の導入】

⇒米国のコスト・プラス・インセンティブ・フィー方式に倣った方式

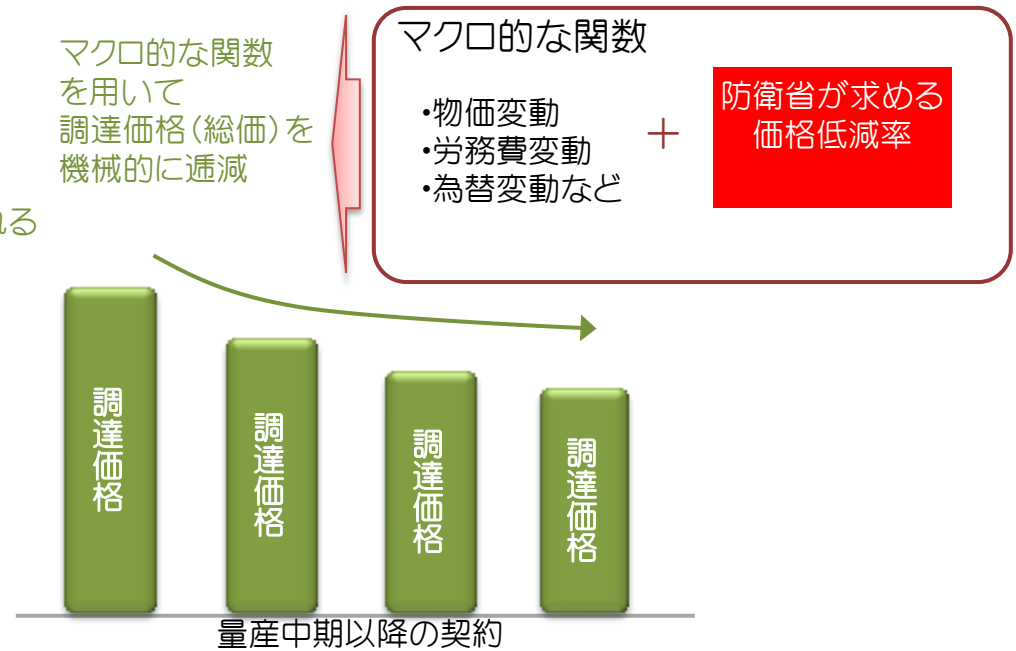
実際原価の低減に応じて
インセンティブ料
を加算



②量産中期以降：

【調達価格の確定化(市場価格化)】

⇒米国のファーム・フィックスド・プライス・ウス・エコミック・プライス・アジャストメント方式に倣った方式



※これらの中央で実施された施策の解説や、中央調達の専門家による講習を、地方で巡回実施することにより、地方調達職員への周知徹底と能力向上に努める。

②複数年度一括調達等の推進(長期契約の導入を含む)

複数年度一括調達等の推進

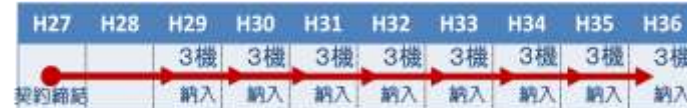
- 複数年度一括調達等の推進により、企業側の製造能力等の固定資産の効率的な使用、スケールメリットの追求等を可能とし、コストダウンを促す。
- 防衛生産・技術基盤の維持・強化やコスト低減の実現可能性といった観点から、取得に長期を要する装備品等の一括調達については、5年を超える長期契約の導入を検討。

長期契約の導入のイメージ

【現行の調達の例】3年国債の契約を各年度ごとに締結し、10年間で24機の航空機を調達



【5年を超える長期契約の例】10年国債の契約を初年度に1本締結し、10年間で24機の航空機を調達



長期契約による効果・課題

効果

確定的な中長期的計画に基づいた経営・操業の実現

⇒将来の予見可能性が高まることで、設備投資や人員配置の安定化・効率化が可能になる。

5年超契約によるスケールメリット

⇒5年を超える長期契約が可能となれば、更なるスケールメリットによる効率化に資する。

中小下請企業が有する生産・技術基盤の維持

⇒長期間の調達数量の確定により、特に中小下請企業の防衛事業の撤退を防止し、生産・技術基盤を維持。

課題

装備品の調達数量の減少や、新たな装備品の搭載など要求性能の変化が発生した場合に、**製造数量減少や陳腐化対策**に伴う経費、新たに調達する部材の経費について、どの範囲で契約額に反映するかなどの検討が必要。

契約締結時に見込まれる**将来の物価上昇率**を考慮した契約、一定の範囲の予想を超える市況価格・物価及び経費率変動に対して、契約額を見直す方式の導入などの検討が必要。

現行の財政法では、国庫債務負担行為の年限が原則5年以内となっており、5年を超える長期契約を導入するためには、**特別法による特例規定の制定等、法的な手当て**が必要。

長期契約の**対象とする装備品を特定する基準の策定**が必要(安全保障会議に諮問する装備品の該当基準の準用等)。

③JV型等の受注体制の構築を可能とする企業選定方式の検討

欧米諸国では、防衛産業の再編により、競争力を強化する方向である。今後は、以下の手法を用いて、装備品の効果的・効率的な調達を推進。

調達の相手方の選定方式の見直し

- 特定の企業の特殊な技術や設備の組み合わせが必要なプロジェクトについて、受注者が自ら保有しない特殊技術等を確保するために、追加的な知的財産権使用料や研究・開発投資、設備投資が発生。
- **各企業の最も優れた技術を組み合わせ、国際的にも競争力を有する装備品の取得を可能とする方式**を検討。

受注体制の最適化(JV等の受注体制の構築)の方向性

- 防衛装備品については、事業規模が大規模かつ多業種にわたる機会が多いことから、効果的かつ効率的な生産を行うために、要素技術を有する企業(ベンダー)及び、代表会社(プライム)の組み合わせを最適化することが必要。

効 果

➤ 技術的最適化

→プライムとベンダーの組み合わせをあらかじめ確定せず、官側の評価に基づき、最適な技術の組み合わせを実現。

➤ 国際共同開発に資するJVの育成

→国際競争力の確保の観点からは、国内の先端技術を有する企業の最適組み合わせによる技術力の集約化とシナジー効果を期待。

➤ JV(ジョイント・ベンチャー)体制によるコスト削減

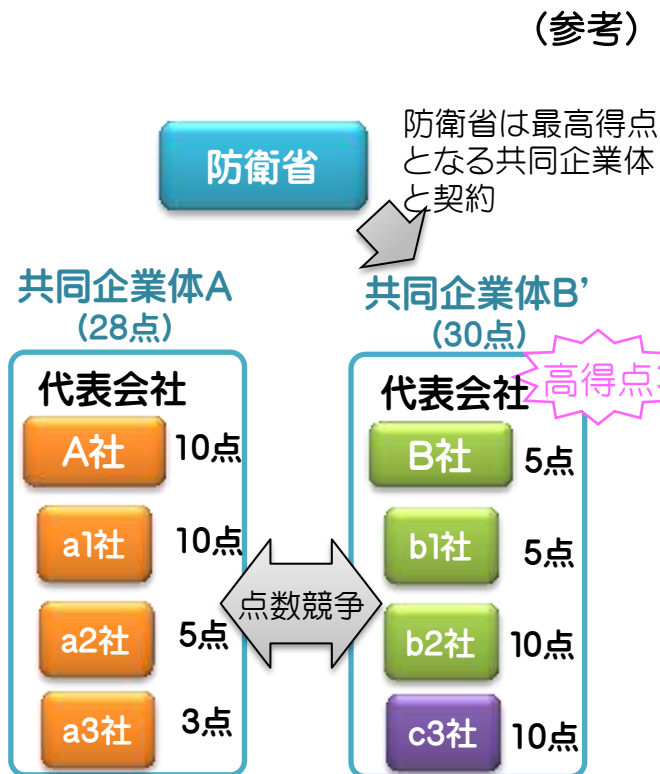
→プライムとベンダーと個別に契約することで、ベンダー管理費用を排除可能。

(注)施策の具体化においては、選定したJV企業間における適切な業務連携の実現、マネジメントに係るリスクの官側負担等について留意

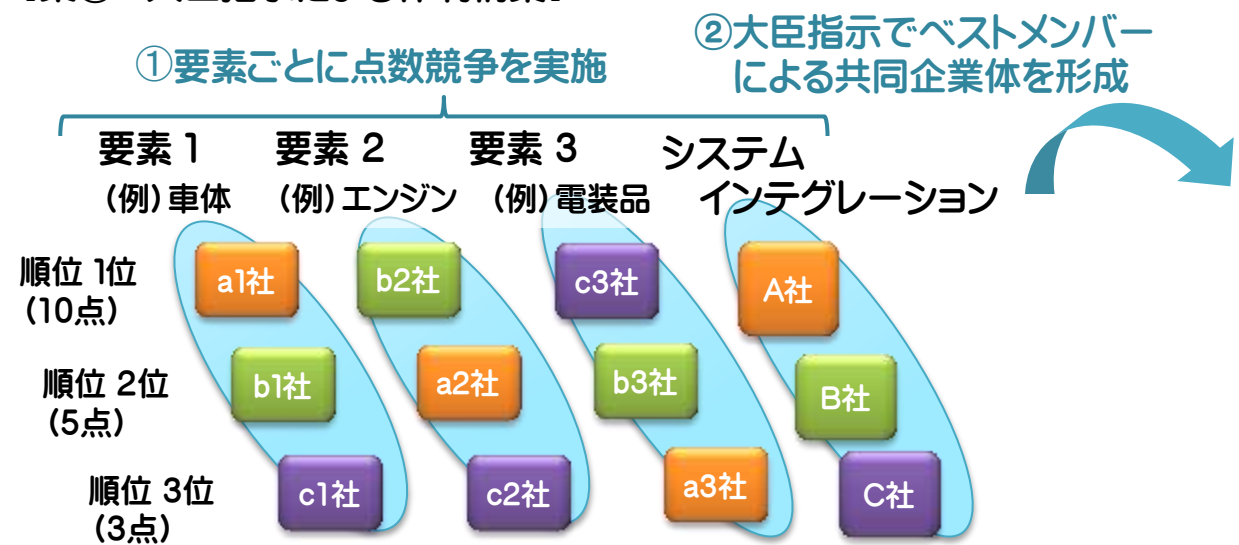
受注体制の最適化（JV型受注体制の構築）の方向性（イメージ）

※ 車両開発を例にしたイメージ

【案①：2段階選抜実施による体制構築】



【案②：大臣指示による体制構築】



①民間能力の有効活用等による装備品の可動率の向上

即応性・対処能力向上措置の重要性

ミサイル発射事案や離島周辺への領域侵入が生じ、安全保障環境が急速に変化する中、国民の生命・財産と我が国の領土・領海・領空を守りぬくため、防衛省・自衛隊として緊急に措置すべき事業として、「即応性・対処能力の向上」が不可欠

現状及び課題認識

- 緊迫財政による予算不足⇒維持・整備費約8千億円は年々増加傾向・旧正面装備費と逆転
- 資源配分の悪循環⇒高性能化に伴う高価格化や装備品の延命等・現有装備品の維持を優先することから、改修や能力向上は先送り
- 人員の不足⇒人員削減により維持・整備業務の人員確保が困難。また、整備業務の技術の継承に問題が生じるおそれ
- 契約制度等⇒一般競争の過度の拡大により、契約のリードタイムの長期化が官民にとってリスク化
- 民間能力の活用[有事対応・人材育成]⇒戦闘地域における維持・整備業務及び技術の継承に配慮した民間能力の活用



○装備品の維持・整備態勢の充実による即応性の向上

- 弾道ミサイル攻撃や離島侵攻に即応するには、航空機、艦船などが、必要な能力をいつでも発揮できることが重要
- このため、部品や整備器材の確保による維持・整備態勢の充実が不可欠



予算や人員の限られた制約の中で、任務の多様化が求められている状況下、
維持・整備の強化を図ることによる可動率の向上が急務

検討の方向性

検討に当たっては、限られた資源(予算・人員)を自衛隊の対処能力の最大化に振り向ける必要があるため、ロジスティクス改革により得られたリソースは防衛力の整備に再投資し、防衛力の強化を図る

短期

○装備品の可動率の向上を図るための方策の検討

- 装備品の可動率の向上等を図りつつ、維持・整備経費を抑制することが可能な方策の検討の経費を26年度概算要求
- 例えば、航空機といった装備品を対象とし、根本原因を究明するため、①装備品の可動率の向上を阻む要因の調査分析(現状の部品等の需要予測や在庫管理等の分析など)、②調査を踏まえ、国内外における民間能力の活用や維持・整備手法を参考にした装備品の可動率の向上を図る方策の検討

短・中期

○契約制度等の改革

- 長期契約化・随意契約化等、継続的に競争力を強化しつつ、官民のリスクを応分に負担する制度を検討

中・長期

○有事対応

- 大規模災害時や有事の際、民間能力の活用には制約があるため、戦闘地域における維持・整備業務の仕組みの検討

②PFI/PBL活用の拡大・深化による自衛隊活動支援

趣旨

- 可動率の向上といった喫緊の課題を受け、民間のノウハウ、技術力、資金等を効果的に活用し、自衛隊の活動を支援。
- その際、限られた財源を自衛隊の対処能力の最大化に振り向ける必要があるため、民間能力の活用により得られたリソースを防衛力の整備に再投資し、防衛力の強化を目指す。

従来の取組み

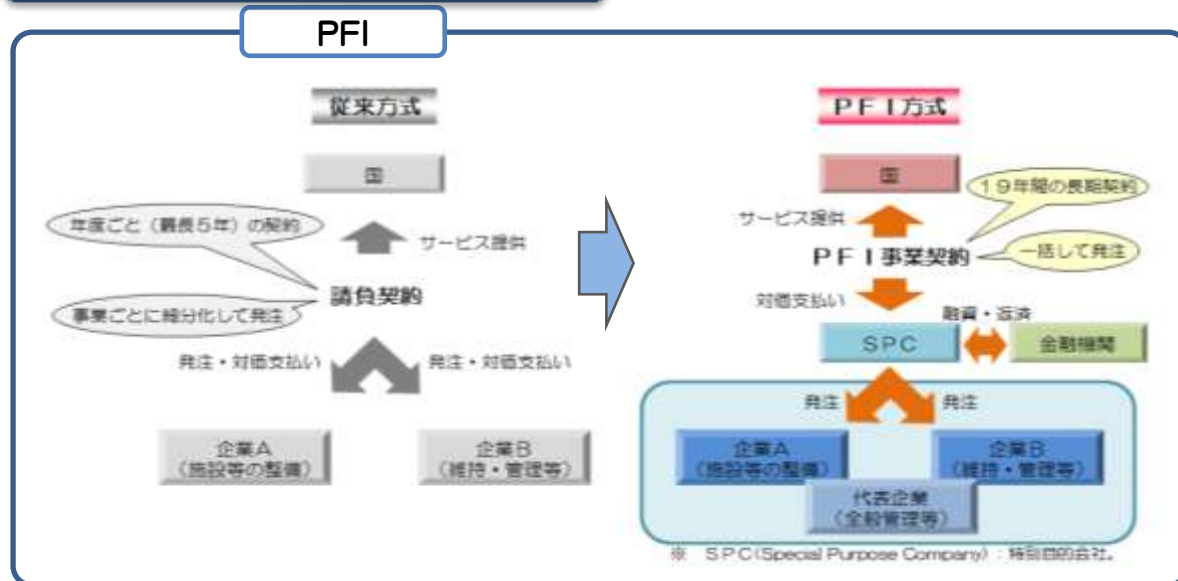
- 24年度にXバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業において、装備品調達にPFI方式を導入。
- 24年度以降、PBL方式を活用したパイロット・モデル事業を立ち上げ、順次導入を拡大。
 - 24年度は、28年度までの包括的契約(5ヶ年度の国庫債務負担行為)により、陸自の特別輸送ヘリ(EC-225LP)の維持・整備業務についてPBLパイロット・モデルを実施。
 - 25年度は、PBL導入を推進するため、空自のI-7用部品及びF-15用エンジン部品の一部を対象として、効果的なPBLの実施に向けて検討。

今後の取組み

- パイロット・モデルの成果を踏まえ、PBL方式適用の拡大・深化を追求(26年度に調査研究を実施)。
 - 業務の効率化、コスト抑制及び部隊運用への影響を検証。
 - PBL対象装備品等の拡大及び国内におけるPBL導入基盤の確立に向けて検討。
 - 人的資源の有効活用や安全保障環境の変化に応じた即応性向上に向けたPBLの深化(業務委託範囲の拡大)について検討。
- 民間輸送力の活用等、候補となり得る事業の実施に際しては、PFI方式の導入可能性を検討。
 - 26年度に、機動展開における民間輸送力の活用施策に係る検討、現用Xバンド通信衛星の後継衛星に関する技術調査及びPFI導入可能性調査を実施。

PFI/PBL活用事例

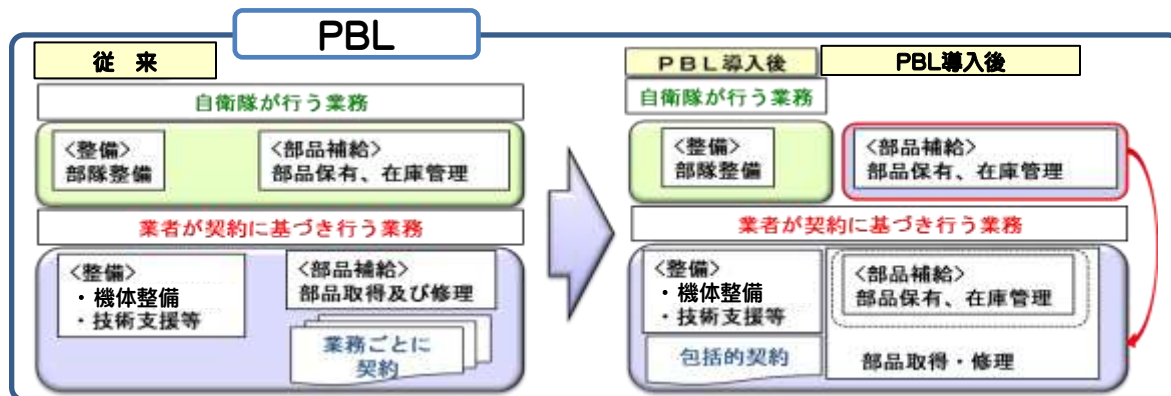
PFI



(参考)



PBL



特別輸送ヘリ(EC-225LP)

25年度予定



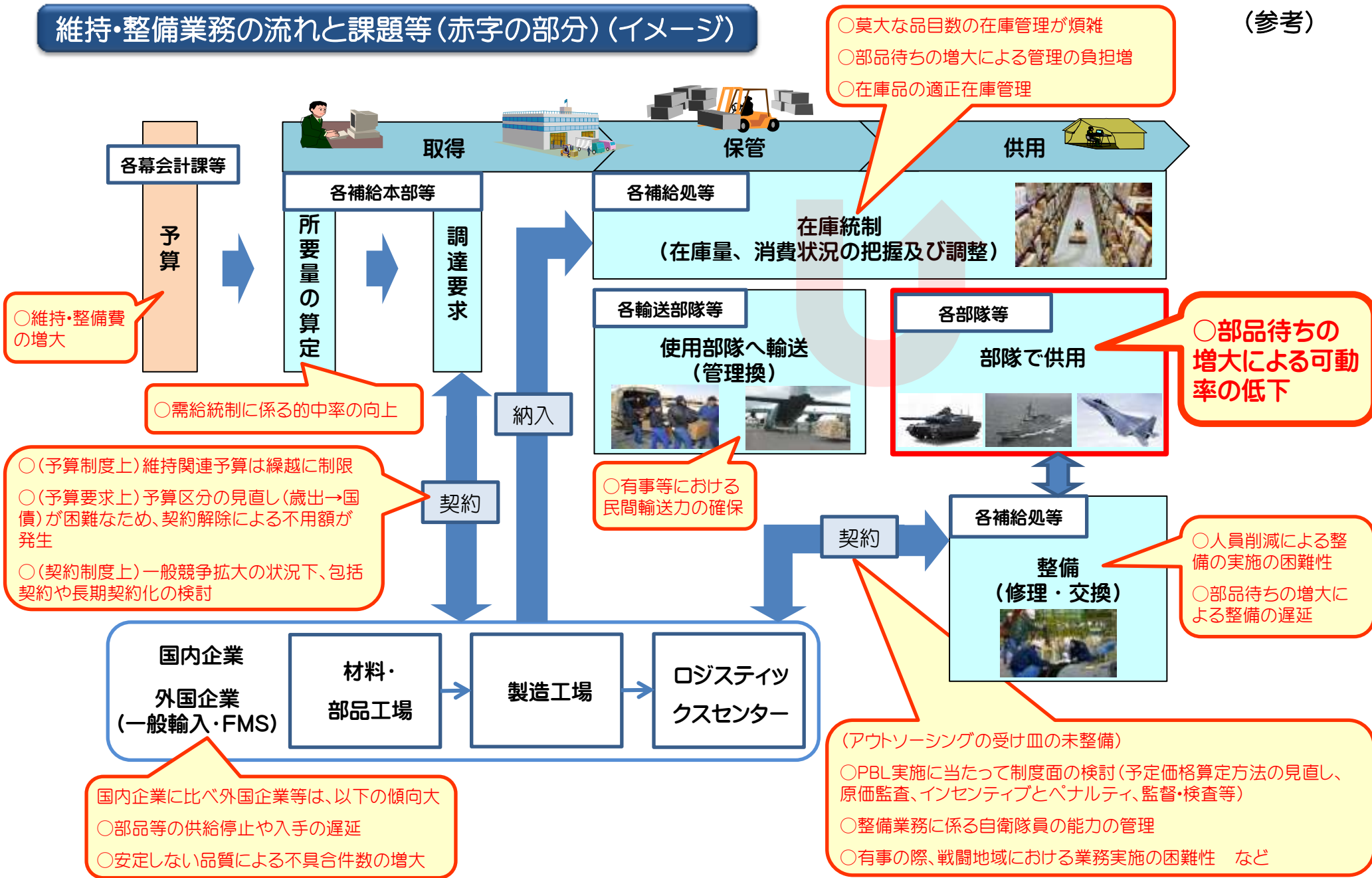
T-7用部品の一部



F15用エンジン用部品の一部

維持・整備業務の流れと課題等(赤字の部分)(イメージ)

(参考)



予算や人員の限られた制約の中、民間能力の活用等を行い、装備品の可動率の維持・向上を図りつつ、維持・整備経費を抑制する。

①防衛生産・技術基盤戦略の策定

防衛生産・技術基盤戦略

- 防衛装備品の効果的・効率的な取得の実現を図り、防衛力の能力発揮のための基盤である我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化のため、官民間のパートナーシップの構築、装備品の積極的な民間転用、国際競争力の強化を含む防衛産業組織の在り方の検討や関係省庁の連携による産業支援等の各種施策を検討・推進するとともに、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。
- 当該戦略は、新たに策定される防衛計画の大綱の方向性を踏まえ、防衛省としての防衛生産・技術基盤の維持・強化のための施策を具体化するものとする。

※戦略の策定においては、主要な装備品分野の「強み」と「弱み」を把握する産業基盤調査を実施する予定。

防衛生産・技術基盤の維持・強化施策の例（民生技術の活用等）

- 防衛生産・技術基盤の維持・強化施策の一例として、スピンオン・スピノフの促進、デュアルユース技術の活用等の促進についても検討。
- 技術流出対策等の技術管理に留意しつつ、民生技術の積極的な活用、大学等の基礎研究との連携の強化等による効果的・効率的な研究開発を推進。
- 民間転用については、防衛省開発航空機に関する手続きに基づき、救難飛行艇US-2、次期輸送機C-2の民間転用の可能性の検討を継続するとともに、航空機以外の装備品についても、潜在的な民間転用の二一ズを踏まえ、必要なルール・手続きの検討・整備。

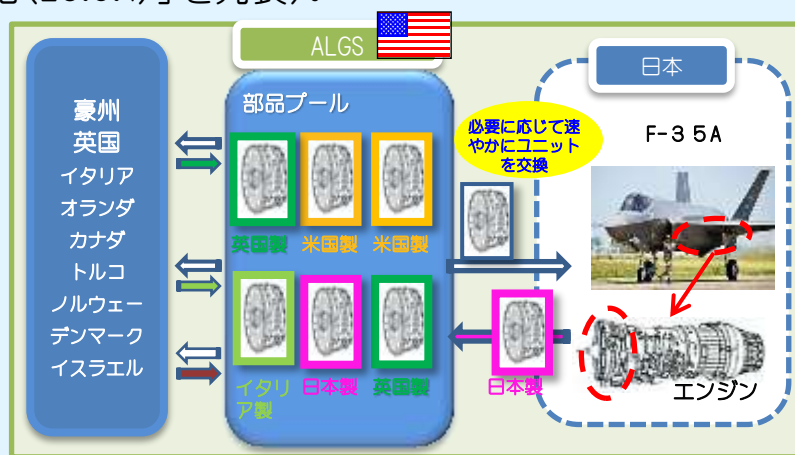
②国際的な装備技術協力の促進・円滑化

防衛装備品については、市場が防衛省に限定されており、量産効果は期待しにくい状況。

防衛生産・技術基盤の維持・強化、装備品のコスト削減、我が国防衛産業の技術力の向上、生産性の改善、国際競争力の強化等の観点から、国際共同開発・生産をはじめとする装備品等の海外移転を推進。

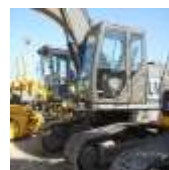
海外移転の実績

- F-35に係る後方支援枠組への参加
全F-35ユーザー国が世界規模で部品等を融通し合う国際的な後方支援システム(ALGS: Autonomic Logistics Global Sustainment)に参加。〔「F-35の製造等に係る国内企業の参画についての内閣官房長官談話(25.3.1)」を発表〕。



- ハイチ政府に対する施設機材等の譲与
平成24年12月、ハイチにおける国際平和協力業務からの撤収に際し、ハイチ政府の要請受け、武器輸出三原則上の「武器」に該当するドーザ等の施設機材等を同国政府に対し譲与。

油圧ショベル × 1



バケットローダ × 1



ドーザ(中型) × 2



- 日英間の防衛装備品等の共同開発等の推進
平成25年7月、日英両国政府が参加する防衛装備品等の共同開発等に係る事業のために日英間で移転される武器及び武器技術の取扱いに関する法的枠組みを設定。
化学防護衣の性能評価方法に関する共同研究を開始。

今後の方向性

- 装備協力については、プライオリティ及び協力の実現可能性・態様について精査し、我が国として強みを有する技術分野を活かした米英をはじめとする諸外国との国際共同開発・生産を積極的に推進。
- 武器輸出三原則等の運用の現状が、近年の安全保障環境等に適合するものであるか検証し、必要な措置を講ずる。